

私有地等の周辺の道路の清掃について

1 私有地内の清掃について

私有地内については、土地・建物の占有者（管理者）が清潔に保つよう、努めなければならないと規定されている。

<関係法令等>

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

（清潔の保持等）

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 私有地等の周辺の道路の清掃について

私有地等の周辺の道路については、その管理者が管理する場所の清潔を保つよう、努めなければならないと規定されている。

→道路など公共場所の清掃は、その管理者が行うものであるという原則がある。

<関係法令等>

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） 第5条

4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

■北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

（公共の場所の清潔の保持等）

第31条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。